

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金 再申請のご案内

1 再支給対象者

①～⑥の要件を全て満たす者が対象となります。

① 令和4年3月31日までに新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の初回受給期間(3か月)を終えていること

② 収入要件(世帯員全員の収入額合計が下の表の金額を超えないこと)

単身世帯	11.3万円	4人世帯	22.1万円
2人世帯	15.7万円	5人世帯	25.5万円
3人世帯	18.7万円	6人世帯	29.1万円

(申請者、妻、母の3人世帯)

申請者の給与収入12万円/月、妻のパート収入3万円/月、母の年金収入6万円/月がある場合
→合計21万円/月となり上の表に記載されている上限額18.7万円を超えるため不支給になります。

③ 資産要件(世帯全員の預貯金および現金等の合計が上の表の6倍を超えない)

※上の表の6倍が100万円を超える場合は上限100万円となります。

※単身世帯の上限額→ $11.3 \text{万円} \times 6 = 67.8 \text{万円}$

3人世帯の上限額→ $18.7 \text{万円} \times 6 = 111.2 \text{万円}$

→100万円を超えるので上限額は100万円

④ 求職等要件(次のいずれかに該当)

☆再就職や増収に向けて公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受けるに求職の申し込みをし、熱心に求職活動を行う。

☆就労による自立が困難であるため、生活保護を申請中である。

(既に生活保護を受給されている場合は支給対象外となります。)

⑤ 生計維持要件(世帯の生計を主として維持していること)

⑥ 職業訓練受講給付金を受給していないこと

2 支給額・支給期間

支給月額

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：再申請月又は再申請月の翌月から3か月間

3 持ち物

- 再申請書兼請求書（同封していますので必要事項をご記入の上ご持参ください。）
- 再申請時確認書（同封していますので必要事項をご記入の上ご持参ください。）
- 住民票の写し（世帯全員のもの） ※初回申請時から世帯構成等に変化がない場合は不要です
- 収入関係書類（世帯全員分）
 - ☆ 給料明細書、預貯金通帳
失業手当を受給中の場合…雇用保険受給資格証明書
各種年金を受給中の場合…年金の支払い通知書
各種手当を受給中の場合…手当が振り込まれている預貯金通帳
 - ☆ 公的給付等の支給額がわかる書類
 - ☆ 自営業・フリーランスの方は同封の収支状況報告書に再申請月又は直近3か月分の収支をご記入の上ご持参ください。
- 金融資産関係書類（世帯全員分）…金融機関の通帳（記帳済みのもの）
※WEB通帳の場合は画面の写し
- 振込口座関係書類…金融機関の通帳 ※初回申請時から変更がない場合は不要です

問合せ先

東近江市役所健康福祉政策課

電話：0748-24-5512 IP電話：050-5801-0945

4 再支給までの流れ

